

第23回 基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成22年6月18日(金)16:00~16:30

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、阿藤委員、安部委員、井伊委員、首藤委員、津谷委員、廣松委員、山本委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報安全・調査課長、環境省総合環境政策局環境計画課長補佐、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

堀田内閣府総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、北田内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、池川総務省政策統括官(統計基準担当)、會田総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事 (1) 今後の基本計画部会における審議の進め方等について
(2) その他

5 議事概要

(1) 今後の基本計画部会における審議の進め方等について

冒頭、深尾委員が、樋口部会長から部会長代理に指名された。

事務局から、資料1-1に基づき、統計法施行状況審議の進め方(案)について説明があり、今後、本案に沿って統計法施行状況に関する審議を進めることが了承された。

樋口部会長から、資料1-2に基づき、ワーキンググループに属すべき委員について説明が行われた後、意見交換が行われ、了承された。また、1)自分の所属以外のワーキンググループへは、議決権はないが、希望すれば出席でき意見を述べる事ができる、2)ワーキンググループ間の審査等のバランスなど詳細については、後日、ワーキンググループの座長会議を開いて決める、ということとなった。

事務局から、資料2に基づき、基本計画部会ワーキンググループの運営について(案)の説明が行われ、了承された。

(2) その他

會田総務省政策統括官付統計企画管理官から、参考及び統計委員会資料1に基づき、統計法の施行状況報告の概要について説明が行われた後、意見交換が行われた。各委員の主な意見等は以下の

とおり。

- ・この統計法第 55 条に基づく、統計法の施行状況に関する審議こそが統計委員会の本分であり、注力していくべきである。
- ・ワーキンググループへの割り振りは比較的フレキシブルで関心のあるグループに出席できることも踏まえ、各委員が協力し、9 月末までの限られた期間だが意見書をまとめられるよう努力すべきである。

次回基本計画部会は、7 月 16 日（金）の第 36 回統計委員会終了後に開催される予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>